

人事・労務を見つめる・・・



# Nozomi-Planning レポート



平成 30 年 3 月号 Vol.135



撮影地 京都 平安神宮神苑

撮影者 大村 桃子

## # 今月のTOPICS #

### 【人事・労務】

- ・平成30年度の労災保険率は変更、雇用保険料率は据え置き
- ・平成30年1月より変更となった健康保険の被扶養者異動届の取扱い

### 【その他】

- ・平成 30 年 4 月 1 日～  
変更が予定される  
キャリアアップ助成金
- ・春・夏・冬のはなし Vol.87
- ・今月の書籍紹介  
「【漫画】君たちはどう生きるか」
- ・3月の税務と労務の手続き

[提出先・納付先]



のぞみプランニングは「健全な事業運営」「働く人々のやる気の向上」等を応援する  
社会保険労務士を中心としたコンサルティングオフィスです。

人に関する法律の専門家として、あらゆる相談、トラブル解決のお手伝いをします。  
また、他士業（弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士・行政書士・FP等）  
との幅広いネットワークでトータルのバックアップします。

【発行元】合同会社のぞみプランニング  
〒530-0012 大阪市北区芝田 1 丁目 4-17-5F  
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145

【企画・編集】合同会社のぞみプランニング  
〒530-0012 大阪市北区芝田 1 丁目 4-17-5F  
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145  
理念：「共に学び、共に育み、共に分かち合う」

<http://www.nozomiplanning.com/>

# ◆ 人 事 労 務 ◆

## ■ 平成 30 年度の労災保険率は変更、雇用保険料率は据え置き

労働保険（労災保険および雇用保険）の保険料率は、定期的に見直しが行われることになっています。平成 30 年度の保険料率について正式に決定されましたので、それぞれについて確認しておきましょう。

### ◆ 平成 30 年度からの労災保険率

労災保険率は 3 年に 1 度、その保険率を見直す仕組みがあり、平成 30 年 4 月は見直しのタイミングとなります。今回、下表の通り変更となります。引上げとなる業種、据え置きの業種、引下げとなる業種が混在しています。

平成30年4月からの労災保険率

| 業種               | 保険率 | 業種                  | 保険率 | 業種                           | 保険率 |
|------------------|-----|---------------------|-----|------------------------------|-----|
| 林業               | 60  | 木材又は木製品製造業          | 14  | 船舶製造又は修理業                    | 23  |
| 海面漁業             | 18  | パルプ又は紙製造業           | 6.5 | 計量器、光学機械、時計等製造業              | 2.5 |
| 定置網漁業又は海面魚類養殖業   | 38  | 印刷又は製本業             | 3.5 | 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業           | 3.5 |
| 金属鉱業、非金属鉱業又は石灰鉱業 | 88  | 化学工業                | 4.5 | その他の製造業                      | 6.5 |
| 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業   | 16  | ガラス又はセメント製造業        | 6   | 交通運輸事業                       | 4   |
| 原油又は天然ガス鉱業       | 2.5 | コンクリート製造業           | 13  | 貨物取扱事業                       | 9   |
| 採石業              | 49  | 陶磁器製品製造業            | 18  | 港湾貨物取扱事業                     | 9   |
| その他の鉱業           | 26  | その他の産業又は土石製品製造業     | 26  | 港湾荷役業                        | 13  |
| 水力発電施設、すい道等新設事業  | 62  | 金属精錬業               | 6.5 | 電気、ガス、水道又は熱供給の事業             | 3   |
| 道路新設事業           | 11  | 非鉄金属精錬業             | 7   | 船舶所有者の事業                     | 47  |
| 舗装工事業            | 9   | 金属材料品製造業            | 5.5 | 農業又は海面漁業以外の漁業                | 13  |
| 鉄道又は軌道新設事業       | 9   | 鋳物業                 | 16  | 清掃、火葬又はと畜の事業                 | 13  |
| 建築事業             | 9.5 | 金属製品製造業又は金属加工業      | 10  | ビルメンテナンス業                    | 5.5 |
| 既設建築物設備工事業       | 12  | 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業 | 6.5 | 倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業 | 6.5 |
| 機械装置の組立て又は据付けの事業 | 6.5 | めつき業                | 7   | 通信業、放送業、新聞業又は出版業             | 2.5 |
| その他の建設事業         | 15  | 機械器具製造業             | 5   | 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業             | 3   |
| 食料品製造業           | 6   | 電気機械器具製造業           | 2.5 | 金融業、保険業又は不動産業                | 2.5 |
| 繊維工業又は繊維製品製造業    | 4   | 輸送用機械器具製造業          | 4   | その他の各種事業                     | 3   |

### ◆ 平成 30 年度の雇用保険料率

雇用保険の保険料率は、毎年 3 月末の積立金と給付の状況に応じて見直しが行われることになっています。来年度も弾力条項が発動され、平成 29 年度の保険料率を据え置きとすることが発表されました。具体的には、一般の事業で 9/1,000、農林水産・清酒製造の事業で 11/1,000、建設の事業で 12/1,000 となり、これを労使で負担することになります。

今回、雇用保険料率が据え置きになったことにより、給与計算をする上での料率変更は不要となりますが、来年度の労働保険の年度更新における概算保険料の計算では、新しい労災保険率を利用することになります。誤りのないように注意しましょう。

## ■ 平成 30 年 1 月より変更となった健康保険の被扶養者異動届の取扱い

健康保険は、被保険者（従業員本人）だけでなく、被保険者に扶養されている家族も被扶養者として加入できる仕組みになっています。被扶養者になることのできる家族にはいくつかの要件が設けられており、それを満たしたときに被扶養者として認定され、各種給付を受けることができます。今回、要件の一つについて取扱いが変更されたため、変更点を確認しておきましょう。

### 1. 健康保険の被扶養者となる要件

健康保険の被扶養者になることのできる家族の範囲は、被保険者の収入により生計を維持されている人で、3 親等以内の親族でなければなりません。また、被扶養者の収入要件があり、年間収入 130 万円未満（60 歳以上の人または障害者の人は年間収入 180 万円未満）でなければなりません。

そして、被扶養者になるときの届出には、収入を証明する添付書類が必要になりますが、所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっている人は、事業主の証明があれば添付書類は省略することができます。

### 2. 平成 30 年 1 月からの変更

平成 30 年 1 月より改正所得税法が施行され、被保険者（※税法上の居住者）の合計所得が 1,000 万円（給与所得のみの場合は、給与等の収入金額が 1,220 万円）を超える場合には、これまで控除対象配偶者となっていた人が、控除対象配偶者に該当しなくなりました。そのため、事業主の「控除対象配偶者」という証明による添付書類の省略ができません。したがって、例えば被扶養者となる人が退職等したことにより収入要件を満たすときには、退職証明書や雇用保険被保険者離職票のコピー等を、年金受給中の場合には、現在の年金受給額が分かる年金額の改定通知書等のコピー等が必要になります。

なお、被保険者の合計所得が 1,000 万円以下の場合には、これまでと同様に、事業主の「控除対象配偶者」という証明により添付書類を省略することができます。

※税法上の居住者とは、国内に住所を有するまたは現在まで引き続いて 1 年以上居所を有する健康保険の被保険者をいいます。

今回の改正に伴い、添付書類の省略ができなくなる人は、あまり多くないと想定されますが、添付書類が必要になる人については、被扶養者の健康保険証の発行手続きが遅れないようにスムーズに手続きができるようにしておきましょう。なお、被扶養者となる要件には、ここに挙げたほかにもありますので、ご注意ください。





## ◆ そ の 他 ◆

### ■ 平成 30 年 4 月 1 日～ 変更が予定されるキャリアアップ助成金

厚生労働省では、有期契約労働者を正社員に転換する際や有期契約労働者の処遇の見直しを行う際の支援策として、「キャリアアップ助成金」を設けています。今年 4 月 1 日～、この キャリアアップ助成金のうち、3 つのコース（正社員化コース、賃金規定等共通化コース、諸手当制度共通化コース）において拡充等が行われ、人材育成コースが人材開発支援助成金に統合される予定です。今回はこの中から正社員化コースと諸手当制度共通化コースの内容についてお伝えします。

#### 1. 正社員化コース

正社員化コースとは有期契約労働者を正社員、または無期雇用労働者に転換した場合等に、助成金が支給されるものです。支給額は以下のようになっています。

- ①有期契約労働者を正社員に転換した場合  
1 人当たり 57 万円[42 万 7,500 円]
- ②有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した場合  
1 人当たり 28 万 5,000 円[21 万 3,750 円]
- ③無期雇用労働者を正社員に転換した場合  
1 人当たり 28 万 5,000 円[21 万 3,750 円]



今回の変更点は 2 つあり、1 点目は、上記①～③を合わせて 1 年度 1 事業所当たりの支給申請上限人数が 15 人までとされているものが、20 人に拡充されます。

2 点目は以下の 2 つが支給要件として追加されます。

- a. 正社員等へ転換した際、転換前の 6 か月と転換後の 6 か月の賃金を比較して、5%以上増額していること
- b. 有期契約労働者からの転換の場合、対象となる労働者が転換前に企業で雇用されていた期間が 3 年以下に限られること

#### 2. 諸手当制度共通化コース

諸手当制度共通化コースとは、有期契約労働者等に関して正社員と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成金が支給されるものです。支給額としては、1 事業所当たり 1 回のみ 38 万円[28 万 5,000 円]となっています。

今回、このコースについては新規で支給額を上乗せする加算措置が行われる予定で、人数に応じたものと諸手当の数に応じたものとがあり、以下のようになっています。

- ①人数に応じた加算措置  
共通化した対象の労働者 2 人目以降に適用され、対象労働者 1 人当たり 1 万 5,000 円[1 万 2,000 円] を支給（上限 20 人まで）。
- ②諸手当の数に応じた加算措置  
同時に共通化した諸手当 2 つ目以降に適用され、諸手当の数 1 つ当たり 16 万円[12 万円]を支給。

同一労働同一賃金の対応に向けて、処遇の見直しを検討されている企業もあるかと思います。この助成金の活用も併せて検討されてはいかがでしょうか。

※ [ ]はいずれも中小企業以外の額です。

※ 生産性の向上が認められる場合には支給額の加算があります。

※ 上記の内容は、平成 30 年度予算の成立および雇用保険法施行規則の改正が前提となるため、変更される可能性があります。



Vol.87

八崎さんの

## 春・夏・冬のはなし



## —カキは美味、栄養&amp;プラスα—

「貴方はいつも元気ですね。何か飲んでいるのですか？」最近こんな言葉をよくかけられる。定期健診の医師からも「どうしてそんなに元気なんですか？」と聞かれ、やれ青汁だ、酵素にしじみだ、と毎日流れるかまびすしいコマーシャルとは全く無縁の私は、何と答えてよいのか返事に窮するばかり。

本当はこんな言葉の前に「お歳のわりには…」という気持ちが隠れているのだらうと忖度すれば、逆説にして“お世辞半分に喜んでダメ！”という囁きが頭をよぎるのである。

こう言ってしまうえば身も蓋もないのだが、昔から執着している大の好物がある。それは「カキ」。もちろん柿ではなく、古くから西洋では“海のミルク”といわれ、東洋医学でも 2000 年前に編纂された“神農本草経”に多くの効用が記されている“二枚貝”である。

日本では縄文時代の貝塚から多くのカキ殻が見つかり、また古事記にも登場して私達の祖先がカキを好んで食べていた歴史が窺える。

天文年間（1532 年～）にはカキの養殖が広島湾で始められ、その効用について化学的に次々と解明されてきた。

昭和の終る頃まで、大阪の堂島川の川べりには“カキ船”が軒を連ね、私も会社帰りに“酢ガキで乾杯”よく友人と立ち寄っていた往時を思い出す。

今でも“酒の友にはカキが一番”といわれると、素直にストンと腑に落ちるのだ。そこでカキの効用について少し触れてみよう。

カキには豊富なグリコーゲンと、8 種類の必須アミノ酸を含む 18 種類のアミノ酸にミネラル、ビタミンを凝縮してカプセルに詰めたような、理想的な希少食品である。

グリコーゲンは一般に貝類には多く含まれるのだが、カキは含有する糖質の 50% 以上をグリコーゲンが占めており、肝機能を高め、糖尿病予防にも効用が認められている。

次にアミノ酸の中でも特に注目されるのが、タウリンである。カキ肉エキスと抗うつ剤の併用で、うつ病患者の 80% に改善がみられたという報告があり、それは脳下垂体ホルモンの分泌を高める作用や、中枢神経系統の活性化を促すタウリンと、脳の働きを活性化させるグリコーゲンなどの総合的な効用の結果であると考えられている。

“英雄艶を好む”一ヨーロッパでは人前で“カキが大好き”としゃべるのは少々気恥しいこととされている。もうお解りのように“精力アップ”に抜群の効果が期待されるのだ。その主戦力は、精子の頭の部分を形成しているアミノ酸のアルギニンと、ホルモンの分泌を活性化させる亜鉛、更にミネラルのセレンウム、中枢神経に働くビタミン B12、これらの有効成分の相乗効果が強力な精力アップをもたらすという。アメリカでは亜鉛のサプリメントがヒットしていると聞く。

その他、貧血、狭心症、味覚障害、胃酸過多、美肌…挙げるとキリが無いので、最後にカキの素性を明かしておこう。

カキは漢字で牡蠣、漢方では“ボレイ”と呼ぶ。古代中国ではすべてオス（牡）と思われていたが実際は雌雄同体で、普段は雄性を示し、繁殖期の 5～8 月に雌性が現れて産卵する。栄養分を消耗する為やせて旨味が落ち、外国の「R のつかない月のカキは食べるな」は衆知の通り、日本でも「桜が散ったらカキは食べるな」といわれてきた。

女性の節目年齢は 7 年周期、男性は 8 年周期で体（調）が変化すると東洋医学ではいう。

その期で大切なことは、胃腸など消化器系を整え、“病は気から”にも通ずる“気”の管理である。私達がよく使っている英語の「ガッツ=Gats」には、気力や勇気と同時に胃腸という意味があるのに何か因縁を感じる。

夜の食卓が“酒と牡蠣”から“ビールと干し牡蠣”に変わるのはいもうすぐだ。

筆者紹介：八崎輝義 日本チバガイギー(株)教育研修課長、取締役人事統括部長、京都薬科大学常任理事を歴任、現京薬会相談役。著書「エイズ」、「京薬会の 120 年の軌跡」等執筆。



今月の書籍紹介～一押しの一冊をご紹介します～



## 「【漫画】君たちはどう生きるか」

原作 吉野源三郎 漫画 羽賀翔一

(発行所 株式会社マガジンハウス 1300円＋税)

1973年に出版された小説『君たちはどう生きるか』が、2017年8月に漫画化され、不況に喘ぐ出版界で現在113万部の大ヒットとなっているのをご存知でしょうか。

宮崎駿監督の新作タイトルが「君たちはどう生きるか」になることが発表されるなど、今、最も注目される1冊です。

私は、テレビの紹介でこのことを知り、早速手に取ってみました。

原作の著者は後の雑誌「世界」初代編集長 吉野源三郎。

主人公の男子中学生“コペル君”と叔父さんとのやり取りから「人はいかに生きるべきか」を説いた物語です。

### ◆なぜ漫画になったのか。

マガジンハウスの鉄尾周一執行役員自身、「君たちはどう生きるか」は親から手渡され、20歳ぐらいの時から読んでいた愛読書だったそうです。

会社の若い編集者たちがこの本のことを『すごくいい本ですよ』って話題にしていたようで、その声を耳にした鉄尾氏は、若い世代にも愛されるのか。と思ったのが一つのきっかけになり、どうすればこの良書を今の若い世代に読んでもらえるだろうか。読者層を広げるために漫画化は『アリ』じゃないかということからの始まりだったそうです。

### ◆読者は「ホンモノ」を欲している

それにしても、なぜここまで売れたのだろうか。

「原作のパワーがとてつもなく大きいということです。沢山の著名人がこの本を人生の指針にしている。人の生き方を変えるくらいの力を持っている。原作も漫画版も、80年前でも売れたし、今でもどの時代でも売れます。みんなただ、普遍的で本質的なものが読みただけです。」とベストセラーの編集者で知られる垣内芳文氏は言っています。

何度でも失敗してもいいことを伝えたい。『つながり』というものがもっとポジティブに見えてきます。ものすごい希望と深い人間理解が、この本にはあふれています。

(執筆 上田 恭子)



### <3月の税務と労務の手続[提出・納付先]>

#### 12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出  
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞  
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出  
＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞  
[労働基準監督署]

#### 15日

- 個人の青色申告の承認申請書の提出  
＜新規適用のもの＞[税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告  
[市区町村]
- 個人事業税の申告[税務署]
- 贈与税の申告期限＜昨年度分＞[税務署]
- 所得税の確定申告期限[税務署]
- 確定申告税額の延期の届出書の提出[税務署]

#### 4月2日

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)＜雇入れ・離職の翌月末日＞  
[公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限[税務署]

#### ～ちょっとブレイク～



#### 撮影者コメント

「3月でもあいにくの雨の京都でしたが、咲きかけの「糸桜」(紅しだれ桜)を発見し、実物が見られて嬉しかったのを覚えています。当時読んでいた時代物小説に出てきた東北由来の「糸桜」。物語のもの悲しいイメージと雨のしずくに輝く糸桜が重なり、より美しく見えました。」

撮影者 大村桃子

#### 当事務所より一言

今年は、大雪による爪痕を各地に大きく残しはしましたが、なにか久々にきちんと(?)寒かったような気がしています。その寒さもなんとなく緩んで、春ですね。

隣国でフィギュアスケート羽生選手が金メダル連覇を成し遂げた日、日本では将棋の史上最年少棋士・藤井五段が羽生竜王を倒し、その日のうちに六段昇段を実現させました(この2月に五段になったばかりなのに・・・驚)。

当然ながら二つの号外が出たわけですが、2人の「羽生」の名前が紙面にもネットにも溢れ、「羽生(はにゅう)が勝って、羽生(はぶ)が負けた」とお祭り騒ぎでした。

季節が進むごとに、そこそこで、世代交代は確実に進んでいるようです。

さて、弊社では、そんな次世代に残すべき会社を応援したいと考えています。いわゆるブラック企業の反対を行く、従業員と一緒に成長していくホワイト企業を目指す会社への具体的支援として、財団法人 日本次世代企業普及機構(通称 ホワイト企業普及機構)と連携した活動を始めています。

企業規模に関係なく、働き方改革をスピード感をもって実現し、ホワイト化を進めることで従業員満足と会社業績をアップさせる次世代型の会社へ。我々メンバーも「ホワイト企業診断士」として各地を駆け回ります。詳しくは「ホワイト企業アワード」で検索してください。

今月ものぞみプランニングレポートをお届けできたことを嬉しく思います。皆様との「出会い」「ご縁」「絆」に心より感謝申し上げます。

b y 伴野 史明

